

報 告 第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月12日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 1 8 号

訴えの提起について

市立幼稚園保育料滞納者に対する未払保育料等請求の訴えを、次のとおり提起する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年9月2日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 市立幼稚園保育料滞納者に対する未払保育料等請求事件
- 2 当 事 者
 - (1) 原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
 - (2) 被 告 （省 略）
- 3 訴 え の 主 旨 被告に対し、未払保育料、督促手数料、当該未払保育料に係る延滞金等の支払を求める。
- 4 対象とする金額 3万2,000円（未払保育料）
- 5 事 件 の 内 容 新居浜市は、市立幼稚園の保育料滞納者に対し、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、保育料等の支払を請求するもの